

レセ電通信歯 2 2 0 0 6 号

平成 2 2 年 4 月 2 3 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支 払 基 金 / シ ス テ ム 部

国保中央会 / レセプト電算部

全顎撮影以外の歯科エックス線撮影（デジタル撮影）で咬翼法  
又は咬合法撮影を行った場合の記録方法について

平成 2 2 年 4 月 1 6 日付けレセ電通信歯 2 2 0 0 5 号のとおり全顎撮影以外の歯科エックス線撮影（デジタル撮影）の記録方法を「きざみ方式」に変更したところですが、歯科診療行為マスターに「305004870（CE006）：咬翼法咬合法撮影加算」が新設された（改定通信歯 2 2 0 0 4 号参照）ことから、咬翼法撮影又は咬合法撮影を行った場合の注加算の記録についても同様に「きざみ方式」に変更します。

つきましては、当該変更事項に係る記録方法及びレセプトコンピュータ側の改修を考慮した暫定対応を下記のとおりとするので、取り急ぎ連絡します。

なお、当該新設コードを用いたオンラインによる接続試験は、支払基金において、4月29日（木）から実施可能となる予定であることを申し添えます。（国保中央会については別途連絡する。）

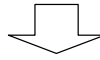
## 記

- 1 歯科診療行為マスターの変更について  
別紙 1 のとおり。
- 2 記録方法の変更について  
別紙 2 のとおり。
- 3 暫定対応策について  
別紙 3 のとおり。
- 4 参考資料について  
別紙 4 を添付する。

## 歯科診療行為マスターの変更について

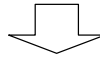
4月19日公表(5月請求分のマスター)

診療行為コード	基本名称	省略名称	きざみテーブル関連識別
305000210	写真診断 (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断 (全顎撮影以外)	0
305004710	写真診断(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(デジタル) (全顎撮影以外)	1
305000910	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(アナログ) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	0
305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(デジタル) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	1
305001470	咬翼法撮影加算	咬翼法撮影加算	0
305001570	咬合法撮影加算	咬合法撮影加算	0



4月23日公表(5月請求分のマスター)

診療行為コード	基本名称	省略名称	きざみテーブル関連識別
305000210	写真診断 (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断 (全顎撮影以外)	0
305004710	写真診断(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(デジタル) (全顎撮影以外)	1
305000910	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(アナログ) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	0
305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(デジタル) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	1
305001470	咬翼法撮影加算	咬翼法撮影加算	0
305001570	咬合法撮影加算	咬合法撮影加算	0
305004870 新設	咬翼法咬合法撮影加算(デジタル撮影)	咬翼法咬合法撮影加算(デジタル)	1



5月中に公表予定(7月請求分のマスター)

診療行為コード	基本名称	省略名称	きざみテーブル関連識別
305000210	写真診断(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(アナログ) (全顎撮影以外)	0
305004710	写真診断(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(デジタル) (全顎撮影以外)	1
305000910	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(アナログ) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	0
305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(デジタル) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	1
305001470	咬翼法撮影加算(アナログ撮影)	咬翼法撮影加算(アナログ)	0
305001570	咬合法撮影加算(アナログ撮影)	咬合法撮影加算(アナログ)	0
305004870	咬翼法咬合法撮影加算(デジタル撮影)	咬翼法咬合法撮影加算(デジタル)	1

デジタル撮影による歯科エックス線撮影(全顎撮影以外)の記録方法の変更について

デジタル撮影による歯科エックス線撮影(全顎撮影以外)で咬翼法又は咬合法による加算を記録する場合は、新設された咬翼法咬合法撮影加算(デジタル撮影)(305004870/CE006)を使用願います。

当該加算コードは、きざみ計算の対象なので、数量データの記録が必須です。

歯科エックス線撮影(全顎撮影以外)関連マスター(変更後)

画像診断	点数	きざみ関連	きざみ点数 (2枚目以降の点数)	備考
診断料(デジタル)	20	1	10	
撮影料(デジタル)	28	1	14	
咬翼法咬合法撮影加算(デジタル撮影)	10	1	5	注加算(点数加算)
乳幼児加算	-	-	-	注加算(15%加算)
電子画像管理加算	10	1	5	通則加算(点数加算)
同一部位同時画像診断	-	-	-	直後に記録した診療行為及び注加算(点数加算に限る)がきざみ計算対象の場合、診療行為及び注加算の基本点数を1/2にする。

レセ電側改修

例1 1枚のみ撮影の場合

[デジタル撮影]

- 診断料(デジタル) 1枚
- 撮影料(デジタル) 1枚
- 咬翼法咬合法加算(デジタル) 1枚
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 1回

74 × 1

診断料 20.00 端数整理 20点  
 撮影料 ((28+10)\*1.15)+10=53.70 端数整理54点  
 合計 74点

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),1,,,,,,  
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬翼法咬合法加算(デジタル),1,乳幼児加算,,電,1,,,,,74,1,,,,

例2 同一部位に2枚撮影の場合

[デジタル撮影]

- 診断料(デジタル) 2枚
- 撮影料(デジタル) 2枚
- 咬翼法咬合法加算(デジタル) 2枚
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 2回

116 × 1

診断料 20+10=30.00 端数整理 30点  
 撮影料 {(28+14)+(10+5)}\*1.15+(10+10) = 85.55 端数整理86点  
 合計 116点

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),2,,,,,,  
 SS,,1,撮影料(デジタル),2,,咬翼法咬合法加算(デジタル),2,乳幼児加算,,電,2,,,,,116,1,,,,

例3 別部位に3枚撮影の場合

[デジタル撮影]

- 診断料(デジタル) 1枚
- 撮影料(デジタル) 1枚
- 咬翼法咬合法加算(デジタル) 1枚
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 1回

74 × 3

診断料 20.00 端数整理 20点  
 撮影料 (28+10)\*1.15+10=53.70 端数整理54点  
 合計 74点

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),1,,,,,,  
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬翼法咬合法加算(デジタル),1,乳幼児加算,,電,1,,,,,74,3,,,,

例4 パノラマ断層撮影後、同一部位に1枚撮影の場合

【デジタル撮影】

- 同一部位同時画像診断
- 診断料(デジタル) 1枚
- 撮影料(デジタル) 1枚
- 咬翼法咬合法加算(デジタル) 1枚
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 1回

64 × 1

診断料 10.00 端数整理 10点  
撮影料 (28+10)\*1.15+10=53.70 端数整理54点  
合計 64点

記録方法

SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,, . . . . .  
SS,,1,診断料(デジタル),1,,,,, . . . . .  
SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬翼咬合法加算(デジタル),1,乳幼児加算,,電,1, . . . . ,64,1, . . . .

例5 歯科エックス線撮影(全顎撮影)後、同一部位に1枚撮影の場合

【デジタル撮影】

- 同一部位同時画像診断
- 診断料(デジタル) 1枚
- 同一部位同時画像診断
- 撮影料(デジタル) 1枚
- 咬翼法咬合法加算(デジタル) 1枚
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 1回

42 × 1

診断料 10.0 端数整理 10点  
撮影料 (14+5)\*1.15+10=31.85 端数整理32点  
合計 42点

記録方法

SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,, . . . . .  
SS,,1,診断料(デジタル),1,,,,, . . . . .  
SS,,1,同一部位同時画像診断,,,,, . . . . .  
SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬翼咬合法加算(デジタル),1,乳幼児加算,,電,1, . . . . ,42,1, . . . .

例6 パノラマ断層撮影後、同一部位に2枚撮影の場合

【デジタル撮影】

- 同一部位同時画像診断
- 診断料(デジタル) 2枚
- 撮影料(デジタル) 2枚
- 咬翼法咬合法加算(デジタル) 2枚
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 2回

106 × 1

診断料 10+10=20.0 端数整理 20点  
撮影料 (28+14+10+5)\*1.15+10+10=85.55 端数整理86点  
合計 106点

記録方法

SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,, . . . . .  
SS,,1,診断料(デジタル),2,,,,, . . . . .  
SS,,1,撮影料(デジタル),2,,咬翼咬合法加算(デジタル),2,乳幼児加算,,デ,2, . . . . ,106,1, . . . .

例7 歯科エックス線撮影(全顎撮影)後、同一部位に2枚撮影の場合

【デジタル撮影】

- 同一部位同時画像診断
- 診断料(デジタル) 2枚
- 同一部位同時画像診断
- 撮影料(デジタル) 2枚
- 咬翼法咬合法加算(デジタル) 2枚
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 2回

84 × 1

診断料 10+10=20.0 端数整理 20点  
撮影料 (14+14+5+5)\*1.15+10+10=63.70 端数整理64点  
合計 84点

記録方法

SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,, . . . . .  
SS,,1,診断料(デジタル),2,,,,, . . . . .  
SS,,1,同一部位同時画像診断,,,,, . . . . .  
SS,,1,撮影料(デジタル),2,,咬翼咬合法加算(デジタル),2,乳幼児加算,,電,2, . . . . ,84,1, . . . .

デジタル撮影による歯科エックス線撮影(全顎撮影以外)の記録方法(暫定対応)

5月請求及び6月請求の2か月間については、暫定対応として既存の咬翼法撮影加算(305004870)及び咬合法撮影加算(305001570)を使用できます。(7月請求以降に撮影料(デジタル)に当該加算を記録した場合はL3エラーとする。)

しかしながら、当該暫定対応は下記例2、6、7のように同一部位に2枚以上撮影する場合(臨床では極めて稀なケース)の記録ができませんので、暫定対応期間内に「きざみ方式」への切り替えをお願いします。

歯科エックス線撮影(全顎撮影以外)関連マスター(変更後)

画像診断	点数	きざみ関連	きざみ点数 (2枚目以降の点数)	備考
診断料(デジタル)	20	1	10	
撮影料(デジタル)	28	1	14	
咬翼法撮影加算	10	0	-	注加算(点数加算)
咬合法撮影加算	10	0	-	注加算(点数加算)
乳幼児加算	-	-	-	注加算(15%加算)
電子画像管理加算	10	1	5	通則加算(点数加算)
同一部位同時画像診断	-	-	-	直後に記録した診療行為及び注加算(点数加算に限る)がきざみ計算対象の場合、診療行為及び注加算の基本点数を1/2にする。

レセ電側改修

例1 1枚のみ撮影の場合

- [デジタル撮影]
- 診断料(デジタル) 1枚
- 撮影料(デジタル) 1枚
- 咬合法加算
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 1回

74 × 1

診断料 20.00 端数整理 20点  
 撮影料 28\*1.15=32.20 端数整理32点  
 10\*1.15=11.50 端数整理12点  
 10.00 端数整理10点  
 合計 74点(別紙2の例1と一致)

点数計算結果  
(正)

数量データなし

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),1,,,,,  
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬合法加算,,乳幼児加算,,電,1,,,,,74,1,,,,

2か月間は記録可能

例2 同一部位に2枚撮影の場合

- [デジタル撮影]
- 診断料(デジタル) 2枚
- 撮影料(デジタル) 2枚
- 咬合法加算
- 咬合法加算
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 2回

122  
-116 × 1

診断料 20+10=30.00 端数整理 30点  
 撮影料 (28+14)\*1.15=48.30 端数整理48点  
 10\*1.15=10=11.50 端数整理12点  
 10\*1.15=10=11.50 端数整理12点  
 10+10=20.00 端数整理20点  
 合計 122点(別紙2の例2と不一致)

点数計算結果  
(誤)

数量データなし

数量データなし

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),2,,,,,  
 SS,,1,撮影料(デジタル),2,,咬合法加算,,咬合法加算,,乳幼児加算,,電,2,,,,,116,1,,,,

記録不可

例3 別部位に3枚撮影の場合

- [デジタル撮影]
- 診断料(デジタル) 1枚
- 撮影料(デジタル) 1枚
- 咬翼咬合法加算(デジタル) 1回
- 乳幼児加算
- 電子画像管理加算 1回

74 × 3

診断料 20.00 端数整理 20点  
 撮影料 28\*1.15=32.20 端数整理32点  
 10\*1.15=10=11.50 端数整理12点  
 10.00 端数整理10点  
 合計 74点(別紙2の例3と一致)

点数計算結果  
(正)

数量データなし

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),1,,,,,  
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬合法加算,,乳幼児加算,,電,1,,,,,74,3,,,,

2か月間は記録可能

例4 パノラマ断層撮影後、同一部位に1枚撮影の場合  
 [デジタル撮影]  
 同一部位同時画像診断  
 診断料(デジタル) 1枚  
 撮影料(デジタル) 1枚  
 咬合法加算  
 乳幼児加算  
 電子画像管理加算 1回

64 × 1

診断料 10.00 端数整理 10点  
 撮影料 28\*1.15=32.20 端数整理32点  
 10\*1.15=11.50 端数整理12点  
 10.00 端数整理10点  
 合計 64点 (別紙2の例4と一致)

点数計算結果 (正)

記録方法  
 SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,,.....  
 SS,,1,診断料(デジタル),1,,,,,.....  
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬合法加算,,乳幼児加算,,電,1,,,,,64,1,,,,

数量データなし

2か月間は記録可能

例5 歯科エックス線撮影(全顎撮影)後、同一部位に1枚撮影の場合  
 [デジタル撮影]  
 同一部位同時画像診断  
 診断料(デジタル) 1枚  
 同一部位同時画像診断  
 撮影料(デジタル) 1枚  
 咬合法加算  
 乳幼児加算  
 電子画像管理加算 1回

42 × 1

診断料 10.00 端数整理 10点  
 撮影料 14\*1.15=16.10 端数整理16点  
 5\*1.15=5.75 端数整理6点  
 10.00 端数整理10点  
 合計 42点 (別紙2の例5と一致)

点数計算結果 (正)

記録方法  
 SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,,.....  
 SS,,1,診断料(デジタル),1,,,,,.....  
 SS,,1,同一部位同時画像診断,,,,,.....  
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,咬合法加算,,乳幼児加算,,電,1,,,,,42,1,,,,

数量データなし

2か月間は記録可能

例6 パノラマ断層撮影後、同一部位に2枚撮影の場合  
 [デジタル撮影]  
 同一部位同時画像診断  
 診断料(デジタル) 2枚  
 撮影料(デジタル) 2枚  
 咬合法加算  
 咬合法加算  
 乳幼児加算  
 電子画像管理加算 2回

112  
 -106 × 1

診断料 10+10=20.00 端数整理 20点  
 撮影料 (28+14)\*1.15=48.30 端数整理48点  
 10\*1.15=11.50 端数整理12点  
 10\*1.15=11.50 端数整理12点  
 10+10=20.00 端数整理20点  
 合計 112点 (別紙2の例6と不一致)

点数計算結果 (誤)

記録方法  
 SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,,.....  
 SS,,1,診断料(デジタル),2,,,,,.....  
 SS,,1,撮影料(デジタル),2,,咬合法加算,,咬合法加算,,乳幼児加算,,デ,2,,,,,106,1,,,,

数量データなし

数量データなし

記録不可

例7 歯科エックス線撮影(全顎撮影)後、同一部位に2枚撮影の場合  
 [デジタル撮影]  
 同一部位同時画像診断  
 診断料(デジタル) 2枚  
 同一部位同時画像診断  
 撮影料(デジタル) 2枚  
 咬合法加算  
 咬合法加算  
 乳幼児加算  
 電子画像管理加算 2回

84 × 1

診断料 10+10=20.00 端数整理 20点  
 撮影料 (14+14)\*1.15=32.20 端数整理32点  
 5\*1.15=5.75 端数整理6点  
 5\*1.15=5.75 端数整理6点  
 10+10=20.00 端数整理20点  
 合計 84点 (別紙2の例7と一致)

点数計算結果 (正)

記録方法  
 SS,31,1,同一部位同時画像診断,,,,,.....  
 SS,,1,診断料(デジタル),2,,,,,.....  
 SS,,1,同一部位同時画像診断,,,,,.....  
 SS,,1,撮影料(デジタル),2,,咬合法加算,,咬合法加算,,乳幼児加算,,電,2,,,,,84,1,,,,

数量データなし

数量データなし

計算結果は正当となりますが、記録しないでください。

## 咬翼法咬合法撮影加算(30500487/CE006)による記録を行った場合のきざみ点数計算

同一部位2方向  
通常(撮影枚数=咬合咬翼)

	1枚目	2枚目	3枚目	4枚目	5枚目
撮影(デジタル)	28.00	14.00	14.00	14.00	14.00
咬合咬翼加算	10.00	5.00	5.00	5.00	5.00
小計(累積)	38.00	57.00	76.00	95.00	114.00
電子画像管理加算	10.00	20.00	30.00	40.00	50.00
端数処理前	48.00	77.00	106.00	135.00	164.00
端数処理後(点数)	48.00	77.00	106.00	135.00	164.00

乳幼児加算 15%加算(撮影枚数=咬合咬翼)

	1枚目	2枚目	3枚目	4枚目	5枚目
撮影(デジタル)	28.000	14.000	14.000	14.000	14.000
咬合咬翼加算	10.000	5.000	5.000	5.000	5.000
小計(累積)	38.000	57.000	76.000	95.000	114.000
乳幼児加算	43.700	65.550	87.400	109.250	131.100
電子画像管理加算	10.00	20.00	30.00	40.00	50.00
端数処理前	53.70	85.55	117.40	149.25	181.10
端数処理後(点数)	54.00	86.00	117.00	149.00	181.00

新生児加算 30%加算(撮影枚数=咬合咬翼)

	1枚目	2枚目	3枚目	4枚目	5枚目
撮影(デジタル)	28.000	14.000	14.000	14.000	14.000
咬合咬翼加算	10.000	5.000	5.000	5.000	5.000
小計(累積)	38.000	57.000	76.000	95.000	114.000
乳幼児加算	49.400	74.100	98.800	123.500	148.200
電子画像管理加算	10.00	20.00	30.00	40.00	50.00
端数処理前	59.40	94.10	128.80	163.50	198.20
端数処理後(点数)	59.00	94.00	129.00	164.00	198.00

他方法同時、同一部位2方向  
通常(撮影枚数=咬合咬翼)

	-	1枚目	2枚目	3枚目	4枚目
撮影(デジタル)	0.00	14.00	14.00	14.00	14.00
咬合咬翼加算	0.00	5.00	5.00	5.00	5.00
小計	0.00	19.00	38.00	57.00	76.00
電子画像管理加算	0.00	10.00	20.00	30.00	40.00
端数処理前	0.00	29.00	58.00	87.00	116.00
端数処理後(点数)	0.00	29.00	58.00	87.00	116.00

乳幼児加算 15%加算(撮影枚数=咬合咬翼)

	-	1枚目	2枚目	3枚目	4枚目
撮影(デジタル)	0.000	14.000	14.000	14.000	14.000
咬合咬翼加算	0.000	5.000	5.000	5.000	5.000
小計(累積)	0.000	19.000	38.000	57.000	76.000
乳幼児加算	0.000	21.850	43.700	65.550	87.400
電子画像管理加算	0.00	10.00	20.00	30.00	40.00
端数処理前	0.00	31.85	63.70	95.55	127.40
端数処理後(点数)	0.00	32.00	64.00	96.00	127.00

新生児加算 30%加算(撮影枚数=咬合咬翼)

	-	1枚目	2枚目	3枚目	4枚目
撮影(デジタル)	0.000	14.000	14.000	14.000	14.000
咬合咬翼加算	0.000	5.000	5.000	5.000	5.000
小計(累積)	0.000	19.000	38.000	57.000	76.000
乳幼児加算	0.000	24.700	49.400	74.100	98.800
電子画像管理加算	0.00	10.00	20.00	30.00	40.00
端数処理前	0.00	34.70	69.40	104.10	138.80
端数処理後(点数)	0.00	35.00	69.00	104.00	139.00